

平成 29 年（ワ）第 164 号 福島原発避難者損害賠償請求事件









原 告 猪狩弘道 外 71 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（4）

2018（平成30）年10月16日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利孝	
同	弁護士	広田	次男	
同	弁護士	大川	隆司	
同	弁護士	菊地	修	
同	弁護士	野本	夏生	
同	弁護士	米倉	勉	
同	弁護士	笹山	尚人	
同	弁護士	小野寺	宏一	

目次

はじめに——本書面の目的	3
第1 震災前の富岡町の状況	3
1 富岡町の沿革	3
2 富岡町の特徴	4
3 町の「シンボル」の歴史的形成過程	5
4 富岡町における公共サービス	7
5 「地域型商圏都市」としての富岡町	8
6 富岡町における消防団の歴史	12
第2 富岡町の現状と町民の帰還意思	12
1 富岡町の「復興」状況	12
2 「帰還」に関する住民の意向	15

はじめに——本書面の目的

本件第三陣訴訟の原告らの大部分は、富岡を「ふるさと」としている。

原告らは訴状別紙に記載したとおり、いずれもこのふるさとをかけがえのないものと認識し、その復活が期待しえないことについて深く傷ついている。

この原告らの「喪失感」の客観的根拠の理解に資するため、本書面では震災前の富岡町という地域が、自立した生活圏であり、強い求心力を持つコミュニティであったこと、それが現状においては崩壊したことを事実によって概観しようとするものである。

第1 震災前の富岡町の状況

1 富岡町の沿革

(1) 1888 (明治21)年の町村制によって発足した富岡村と上岡村のうち、富岡村は1900 (明治33)年3月1日に町 (旧富岡町) となり、上岡村は1950 (昭和25)年6月1日に双葉町となった。この2つの町が1955 (昭和30)年3月31日に合併して現在の富岡町が成立した。合併時の人口は、旧富岡町6,698人、旧双葉町6,215人、合計12,913人であった。(甲A11 = 「富岡町史」第1巻718頁)

(2) 明治町村制施行当時の富岡村、上岡村の人口はそれぞれ2,109人および1,954人合計4,063人で、現富岡町成立時の約3分の1の規模であった。

富岡村は、旧上郡山、下郡山、毛萱、仏浜、小良ヶ浜、小浜の各旧村が合併して成立したものであり、上岡村は旧本岡・上手岡・大菅村の各旧村が合併したものであった。ちなみに、これらの旧村は明治以前の幕藩体制下では、単一の藩に属していたものではなく、幕領 (旧下郡山、毛萱、仏浜の各旧村)、多古藩領 (旧上郡山村) 及び棚倉藩領 (小良ヶ浜、小浜、本岡、上手岡、大菅の各旧村) に三分割されていた (甲A11・480頁)。

(3) 旧小浜村の地域から、7世紀の官衙と寺院の遺跡が発掘されている(710頁) ことによって明らかなどおり、この地域は、古代から浜通りの要衝であった。18世紀半ばの旧小浜村の資料には「当村より平御城下へ九里半、相馬御城下へ十四里、三春御城下へ十五里半、江戸へ六五里」と里程が記されている(甲A11・345頁)。

町史は、宿場町としての富岡宿の状況をつぎのように要約している。

「…富岡宿は、北浜通に所在する宿駅として、人馬継ぎ立てを行い、又、魚介類などの『生荷』(なまに)といわれる海産物、塩、浜通りに多く自生する竹などを、中通りの二本松・三春・川俣方面に盛んに輸送して、規模は小さいが、宿場町として繁栄し、日々活況を呈していたのである。」(甲A11・349頁)

このような浜通り中央に位置する「宿場町」としての役割は中間拠点としての今日の富岡町に引き継がれて来た(震災までは)。

2 富岡町の特徴

(1) 富岡町は福島県双葉郡に属する8町村(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛生村)の1つで、震災前の最後の国勢調査(2010年10月1日現在)による人口は16,001人であった。これは双葉郡全体の人口72,822人の約4分の1にあたる。

(2) 震災前の富岡町が最後に刊行した「町勢要覧」(平成22年度版)(甲A13)は、富岡町の特徴をつぎのように記している。

「富岡町は、福島県浜通り地方の中央に位置し、北は大熊町、西は川内村、南は楢葉町とそれぞれ境を接し、太平洋と阿武隈山地との間に広がる面積68.47km²、人口16,000人の町です。

町を二分して太平洋にそそぐ富岡川や阿武隈山地を流れる滝川溪谷、大倉山、麓山などの山々、断崖絶壁の海岸線、離れ島が散在する浜辺など豊かな

自然に恵まれ、年間降水量1,531mm、年平均気温12.8℃と四季を通じてしのぎやすい温暖な地です。」

- (3) 富岡町のシンボルとなる「木」はサクラ、「花」はツツジ、「鳥」は富岡川をおとづれるセキレイとされている。これらが町のシンボルとして確立される過程は町民有志がこの地域を愛護するために果たして来た努力の結晶にほかならない。

3 町の「シンボル」の歴史的形成過程

- (1) 富岡町内には、「富岡」、「夜ノ森」という2つのJRの駅がある。

このうち富岡駅は、1898（明治31）年の磐城線（現常磐線）全線開通に伴って設置されたものであるが、夜ノ森駅はその後長期にわたる請願の結果1921（大正10）年ようやく開設されたものである。

富岡駅の取扱い貨物の総量は1909（明治42）年の時点で年間3,623トン（うち木材1,191トン、薪炭1,442トン）にのぼっていた（甲A11・925～926頁）。

- (2) 木材、薪炭などの林産資源は、主として富岡町の西隣にある川内村から移出されていたが、富岡駅より産地に近い位置に新駅の設置を求める運動を通じて、1921（大正10）年3月15日に現在の夜ノ森駅が開業した。

夜ノ森駅はいわゆる「請願駅」で、鉄道用地5,500坪の無償提供、道路・水路のつけかえや建物移転などに要する全費用の地元負担等を条件として、1918（大正7）年10月に鉄道省の設置許可を得たものであった。（甲A12＝『富岡町史』別巻100頁）。

夜ノ森駅の物流の最盛期は1944（昭和19）年から1949（昭和24）年にかけての戦中・戦後期で、当時夜ノ森駅から発送された川内村の林産物は1日平均約200トンに上った、とある（甲A11・929～930頁）。

(3) 「富岡町の文化財ガイドマップ」(平成19年3月刊)によれば夜ノ森駅周辺のソメイヨシノの木は半谷清壽・六郎父子により、1900年(明治33)年に300本、1910(明治43)年に1,000本植え付けられたのをはじめとして、1926年の夜ノ森駅開設、1931年の上岡小学校(現富岡第二小学校)開設、1951年の双葉中学校(現富岡第二中学校)開設などの節目の年に地域住民によって次々と植え付けられたものであった(15頁)。

サクラの木の本数は現在では約2,400本に達し、1975年頃からつづけられていた「夜ノ森さくら祭り」は次第に町外にも知られるようになり、2001年には約7万人、2006年には約15万人に及ぶ花見客を集めていた。(朝日新聞福島版2007年3月28日号)

(4) ちなみに、富岡町商工会の会員有志による「桜のとみおか委員会」が1998年にはじめた「桜文(さくらぶみ)大賞」(桜の思い出に関する手紙のコンクール)は2006年まで続き、その投稿募集に対しては、8年間に合計21,482通の応募が全国からあった(甲A17-5=朝日新聞福島版2007年3月28日)。

(5) 1926年に開設された夜ノ森駅の構内には、前述のとおりサクラの植付けも行なわれたが、1939年からは地元篤農家によりツツジ4000株の植付けが行なわれた。

このツツジの本数は町民の協力によりその後約6,000株に達し、1981(昭和56)年度の全国「花と緑の駅コンクール」において夜ノ森駅は最優秀賞、総理大臣賞を受賞した(甲A15=「文化財ガイドマップ」16頁)。

毎年5月の花時には、JR常磐線の特急列車が夜ノ森駅通過時には時速30kmに減速する「徐行運転サービス」を行うほど、沿線の「名物」になっていた(甲A17-1=朝日新聞福島版1998年5月2日、甲A17-3=同2004年5月3日)。

(6) 「町勢要覧」(甲A13)では、「富岡町の鳥」セキレイについて、つぎのように紹介している。

「水辺に生息するセキレイは、富岡川の清らかな流れとチチチッとさわやかなさえずりが人々の心を和ませます。」

町の中心を流れる富岡川では、毎年6月にアユ釣りが解禁されると釣りや川遊びを楽しむ家族連れが川岸を埋めた。また毎年8月の旧盆には恒例の「灯ろう流し」の行事が行われ、その後地元商店街の主催する花火大会が開れるのが例であった(甲A17-2=朝日新聞福島版1998.8.18)。

(7) 以上のとおり、富岡町民は約100年も前から、みずからの負担において夜ノ森駅を誘致し、駅周辺にサクラやツツジを植付け、それらをセキレイが象徴する清流とともに町のシンボルとして愛護し、かつ町外の多くの市民をも引きつけて町のにぎわい、繁栄を維持して来た。

4 富岡町における公共サービス

(1) 双葉郡に属する8町村は、地方自治法286条に基づく一部事務組合として「双葉地方広域市町村圏組合」を構成し、一部の事務(公共サービス)を共同で処理している。(ただし水道事業は広野、檜葉、富岡、大熊、双葉の5町によって構成される双葉地方水道企業団が処理。)

町村圏組合が処理する事務は、消防、職員研修、廃棄物処理、斎場、介護認定審査会など多岐にわたる。

(2) これらの公共サービスの拠点のうち、消防署は富岡町と浪江町に置かれ、し尿処理施設(双葉環境センター)は富岡町に置かれ、下水処理施設(汚泥リサイクルセンター)は大熊町に、ごみ処理施設は檜葉町(南部衛生センター)と浪江町(北部衛生センター)に、斎場(聖香園)は双葉町に置かれて、それぞれ双葉郡内全域の需要に応じて来た。

(3) 富岡町消防署に所属する消防員は34名で主要装備はポンプ車、救急車、はしご車各1台である。

この陣容で、年間5～12件の火災に対処するとともに年間547件（平成21年実績）に及ぶ救急活動に対処して来た。

ちなみに547件の救急活動の内訳は以下のとおりである。（甲A14＝「統計とみおか」平成22年版13頁）

急病 301件

交通事故 74件

一般負傷 81件

労働災害 6件

その他 85件

計 547件

(4) このような状況の中で、ボランティア組織としての消防団の活動が重要な意義を持つものであり、後述6のとおり富岡町消防団の歴史はそのことを示している。

5 「地域型商圏都市」としての富岡町

(1) 「統計とみおか」平成22年度版（甲A14）によれば、町内の事業所数（平成18年度企業統計による）は892事業所、従業者数は7,717人となっている。（3頁）

主な産業別内訳はつぎのとおりである

建設業 147事業所 1,982人

卸売・小売業・飲食店 354事業所 2,076人

サービス業 231事業所 1,637人

なお、東京電力が公表している「発電所関連雇用状況」（平成21年12月1日現在）によれば、富岡町内の雇用者は協力企業分もあわせて929人

であった。(甲A14・4頁)

(2) 卸売・小売業の細目は、平成19年度の商業統計によれば、次のとおりである。(甲A14・5頁)

	商店数	従業員数	年間販売額
卸売業	33	168人	63億7320万円
小売業	176	1124人	180億0883万円

(3) 福島県が1970(昭和45)年度から3年置きに実施している「消費購買動向調査」において、富岡町は「地域型商圏都市」の1つに選定されており、その商圏の特性が把握されている。

商圏の特性を示す指標として、

- ①居住人口に対する商圏人口の比率
- ②居住人口に対する地元購買人口の比率
- ③当該商圏都市の他地域からの吸引人口

が用いられている。

震災前の最後の調査である2009(平成21)年度の第14回報告書(甲A16)によって、同年度とその3年前、6年前のデータ(60頁以下)を一覧表にすれば別紙1および2のとおりである。

(4) 第1表からは次のことが、読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、14,657人(93%)と町外の住民5,612人あわせて20,269人が、食料品を富岡町の中で購入している。

6年前と比較して、商圏人口は5,060人減っている。その要因として、居住人口の減少(△444人)を上回る地元購入人口の減少(△1,450人)もあるが、町外からの吸引人口の減少(△3,640人)の方が大きい。

(5) 第2表からは次のことが読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、セーター・ブラウスを地元の商店で購入した者は5,374人(34%)であり、多くの住民はこれを他都市(たとえばいわき市や福島市)で購入していると思われる。他方セーター・ブラウスを富岡町で購入するために町外から来る人々も7,356人あるので、商圈人口は6年前の水準を維持している。

(6) つまり、富岡町は食料品に代表される生活必需品を地元および近隣地域へ供給するとともにセーター・ブラウスに代表される「買い回り品」についてはその供給の一部を最寄りのより大きい都市に依存しているという特性を有している。

「商圈としての富岡町」に関連する別表

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第1表——対象商品＝食料品

年度	A 居住人口（人）	B 商圈人口（人）	C地元購買 人口（人）	D=B-C 吸引人口（人）
H15	16,204	25,359 B/A=156%	16,107 C/A=99%	9,252
H18	15,801	23,359 B/A=151%	15,359 C/A=97%	8,438
H21	15,760	20,269 B/A=129%	14,657 C/A=93%	5,612

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第2表——対象商品＝セーター・ブラウス

年度	A 居住人口（人）	B 商圈人口（人）	C地元購買 人口（人）	D=B-C 吸引人口（人）
H15	16,204	13,219 B/A=82%	5,461 C/A=34%	7,758
H18	15,801	15,853 B/A=100%	7,426 C/A=47%	8,427
H21	15,760	13,330 B/A=85%	5,374 C/A=34%	7,356

6 富岡町における消防団の歴史

- (1) 1889（明治22）年の町村制発足当時の富岡村には、旧村毎に若衆組（16歳以上40歳未満の男子の年齢集団）が存在し、それが消防活動を担っていた。

富岡村の成立に伴い、この若衆組がそのまま富岡消防組に移行した。上岡村についても同様の経緯があった。発生当初の組員数は富岡村450名、上岡村129名であった（甲A11・486頁）。ちなみに、この当時の各村の全人口は富岡村2109人、上岡村1954人である。

- (2) 1955（昭和30）年の現富岡町成立に伴い、2つの消防団は合併して富岡町消防団となった。

そして、1971（昭和46）年には日本消防協会から「全国表彰」を受け1982（昭和57）年には、「消防庁長官旗」を授与された。1984（昭和59）年には福島県下消防大会で県下90市町村消防団の最高の荣誉にあたる受賞もしている。（甲A11・713頁）

ちなみに、1970～80年代において、消防団員の数は約300名で推移しており（甲A11・711～714頁）、震災前の2009年4月1日現在は303名（婦人消防隊37名を含む）であった（甲A14・12頁）。

- (3) 出動や訓練などの負担が大きく、しかも実質上無償の奉仕にあたる消防団の活動が、長期にわたって高い水準で維持されるためには、それを可能にする濃密な人間関係が必要である。

富岡町消防団が前記のような実績を挙げたことはコミュニティに対して団員やその家族が強い帰属意識を有していることの証左である。

第2 富岡町の現状と町民の帰還意思

1 富岡町の「復興」状況

- (1) 富岡町の一部については、避難指示が2017年4月1日付で解除された。

帰還困難区域としてなお維持されているのは、小良ヶ浜、深谷、大菅、夜ノ森駅前北、夜ノ森駅前南および新夜ノ森の各地域で、その面積は約10㎢である。これは全町の面積の約15%の範囲で、震災前の人口の約30%が居住していた区域にあたる。別言すれば震災前の町民のうち70%に対してはふるさとへの帰還することが許容ないし奨励されるようになり、それから既に1年半が経過している。

- (2) また、解除後は町役場、双葉警察署、富岡消防署、福島県富岡合同庁舎、内閣府廃炉汚染水対策現地事務所などの官公署の事務が現地で行なわれるようになり、2017年10月21日にはJR常磐線が富岡駅まで開通するようになった。

スーパーマーケットとホームセンターが出店する「さくらモール」も2017年4月には「全面オープン」し、「災害公営住宅」も2018年1月までに154戸（戸建て64戸、集合90戸）が用意された。

- (3) 一方、富岡町のホームページで公表されている「復興状況と町の現状」（甲A19）によれば、2018（平成30）年8月1日現在の「町民居住先の状況」はつぎのようになっている。

町内居住者（新規転入者を含む）	738人（516世帯）
県内居住者（富岡町を除く）	9,765人（4,753世帯）
県外居住者（国外を含む）	2,664人（1,372世帯）
計	13,167人（6,641世帯）

「町内居住者738人」の中には、震災前からの町民でない「新規転入者」も含まれている。

また、震災前からの町民の中でも、東京電力の関係者や官公署の勤務者で現地での業務・公務再開に伴って帰還した者も相当数存在すると見られる。「単身赴任」の割合が多いため、1世帯当たりの構成員が平均1.43人という少なさであることがこれを推認させる。

(4) 東京電力関係や公務以外の生業が町内で極めて乏しいことは、「米の作付け状況」に端的に現われている。震災前の富岡町においては762戸の農家が545haの田に稲の作付けをしていたのに対し、稲作の本格再開が可能となった2018年度における見込み作付け面積は約10ha、関係する農業者はわずか4戸と1団体にとどまっている(甲A18=「政経東北」誌2018年5月号37頁)。

(5) 「一般町民の帰還は極めて少ない」という事実を更に如実に示すデータは、小中学校に通う子ども達の数である。

「統計とみおか」平成22年度版(甲A14)によれば、震災前の富岡町の子ども達の町内各学校への就学状況は次のとおりであった(2010年5月1日現在)。

幼稚園(3園)	215人
小学校(2校)	959人
中学校(2校)	580人
高等学校	314人
養護学校	111人
<hr/>	
合計	2179人

(このほかに保育所に通う乳幼児が245人いた。)

これに対し2018年4月に再開された富岡町立小・中学校の児童・生徒数はわずか20人にすぎない(甲A22=東京新聞2018年10月5日)。しかも、この20名も、現在町内に居住している「738人」に含まれているかは不明である。なぜなら、小中学校の場合、何らかの事情で保護者が町内の学校に通わせるが、いわき市等に居住したままバス通学などを利用しているケースも見られるからである。

ここからは、「子どもが戻っていない」という実状が端的に見て取れる。

(6) 富岡町のシンボルであるサクラは、いま次のような状態にある。

2017年4月の避難指示解除に伴い、夜の森地区の一部においては花見が出来るようになり、2018年からは「桜まつり」の名前も復活した。

しかし、全長約2.2kmに及ぶ桜並木のうち約1.9km(86%)が、なお帰還困難区域内にある。

2018年の「桜まつり」の参加者は約1,200人で、これは震災前の16万人に対し100分の1以下の水準にとどまっている。(甲A17-7=朝日新聞福島版2018年4月15日)

(7) 夜ノ森駅構内のツツジはその場所が帰宅困難区域に含まれたため、手入れが出来なくなった上、放射線によって汚染された(2016年10月に実施した調査によれば、土壌とツツジから1kgあたり数万ベクレルが検出された)。そのため、約6000株のツツジはすべて伐採されることになった(甲A17-6=朝日新聞福島版2016年11月25日)。

2 「帰還」に関する住民の意向

(1) 復興庁および福島県・富岡町は、2017年8月～9月に実施した「富岡町住民意向調査」(有効回収率46.1%)の結果を2018年3月に発表した。(甲A20)

調査項目中の「帰還の意向」(問12)に対する全体的回答状況はつぎのとおりである。(甲A20・10頁)

既に富岡町で生活している	2.9%
戻りたいと考えている	11.1%
戻りたいが戻ることができない	20.2%
まだ判断がつかない	17.7%
戻らないと決めている	46.8%
無回答	1.4%

「戻りたいが戻ることができない」という回答と「戻らないと決めている」という回答が合計67%を占めるのに対し、「戻りたいと考えている」回答は戻る時期が具体的に決まっていない者（「将来的な希望」にすぎない者）を含めてわずか11.1%であり、すでに戻った者とあわせても14%にとどまる。

年齢別に見れば、「戻りたいが戻ることができない」および「戻らないと決めている」者の割合は若い層ほど大きく、30代では82.3%にも及ぶ。

(2) ちなみに、2016（平成28）年度以前の「住民意向調査」では、「戻りたいが戻ることができない」という選択肢は設定されていなかったため、このカテゴリーの該当者は「まだ判断がつかない」と答えるか、もしくは無理にも「戻りたい」か「戻らない」を選択するしかなかった。

2016年8月に実施された、「旧設問」による意向調査に対する富岡町民の回答状況は次のとおりであった。（甲A21＝「平成29年度原子力被災自治体における住民意向調査，調査結果（概要）」3頁）

戻りたいと考えている	16.0%
戻らない	57.6%
まだ判断がつかない	25.4%
無回答	1.1%

つまり、2017年4月1日付で町の大部分について、避難指示が解除されたにもかかわらず、確定的に「戻らない」という意向を表明した住民の割合は、前年度の57.6%から上記のとおり全体の3分の2にあたる67%にまで増加しているのである。

(3) 「戻りたいが戻ることができない」あるいは「戻らないと決めている」理由（複数回答可）のうち、「原子力発電所の安全性に不安があるから」とす

る者が前者では39.7%，後者では41.5%に達する。(甲A20・17頁)

「医療環境に不安があるから」(46.5%と44.6%)，
 「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」(30.2%と29.8%)，
 「他の住民も戻りそうにないから」(27.4%と34.9%)も高い比率を占める。

(4) 「戻らないと決めている」者の56%は複数回答が許されているため「すでに生活基盤ができているから」とも答えている。しかし、客観的に見て「生活基盤ができている」という評価が当たっているとは到底思えない。

それは、「震災発生時の職業」(問6)および「現在の職業」(問11)への回答状況から推認される。(甲A20・26頁および31頁)

2つの質問に対する回答状況を一つにまとめると以下のようになる。

職業	震災発生時	現在
自営業	15.7%	8.1% (休業中1.6%を含む)
会社員 (事務・内勤)	19.4%	12.0%
会社員 (労務・外務)	18.8%	10.2%
パート・アルバイト	7.2%	4.9%
公務・団体職員	7.3%	5.1%
学生	1.3%	0.2%
無職	25.1% (求職中2.2%を含む)	53.1% (求職中7.4%を含む)
その他	2.7%	1.8%
無回答	2.4%	4.6%

(5) すなわち震災発生時に68.4%あった有業者は、38.7%に減り、無職の者が25.1%から53.1%に増えている（とくに求職中の割合が2.2%から3倍以上の7.4%に増えている）。

このことは、帰還を断念する理由として「生活基盤は出来ている」とみずからに言い聞かせつつ、実際にはふるさとが帰還すべき場所ではなくなっているために帰還を断念する人々が少なくないということを推認させるものである。

以上